

外国人留学生のみなさんへ

新宿区外国人留学生学習奨励費支給制度のご案内

新宿区では、留学生活を続けていくために経済的な援助を必要としている新宿区にお住まいの外国人留学生のみなさんの学習を奨励するために、「新宿区外国人留学生学習奨励費」を支給します。

※この制度を利用できる外国人留学生とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の在留資格が留学である方のうち、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年文部大臣裁定）に定める国費外国人留学生を除いた方をいいます。

受給資格や申込方法は、次のとおりです。

受給資格

- (1) 区内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の修士課程・博士課程、同法第85条に規定する大学の学部、同法第108条第7項に規定する短期大学の学科、同法第125条第3項に規定する専修学校の専門課程（私立の専修学校の場合は、同法第130条第1項の規定により区が認可した専修学校の専門課程に限る）に1年以上在籍し、かつ、今後1年以上継続して在籍する見込みのあること。
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により区の住民基本台帳に記録され、かつ、現に区内に居住していること。
- (3) 学業、人物ともに優れ、かつ、留学生活を続けていくために経済的な援助を必要としていること。

以上の条件のすべてにあてはまる方が受給資格のある方です。

特に、(3)の「経済的な援助を必要としていること」については、仕送り等が少ないためにアルバイト等で生計を立てている方をいいます。

支給人員

~~毎年度予算の範囲内で定めます。(毎年1~5名程度)~~

学内選考:2名

応募方法

応募は、学校が指定する期日までに、下記書類の必要事項を記入のうえ、在籍する学校の担当窓口に提出してください。学校から区への提出期限は6月5日です。

- (1) 新宿区外国人留学生学習奨励費支給申請書（第1号様式）両面印刷にて提出のこと
- (2) 新宿区外国人留学生学習奨励費支給申請者推薦書（第2号様式）
- (3) 在籍している学校の学長または校長が発行する成績証明書
- (4) 住民票（在留資格・在留期間が記載されたもの）または在留カード（在留カードへ切り替える前の有効な外国人登録証明書を含む）の写し
- (5) 前各号に定めるもののほか、区長が必要と認めた書類

選考方法

申込み後、新宿区外国人留学生学習奨励基金選考委員会の選考を経て奨学生を決定します。選考の結果は、本人及び学長等に通知します。

支給額

年額 24 万円

支給期間は奨学生として決定した年度限り（4月から翌年3月までの1年間分）です。すでに支給を受けた方でも支給期間が終了したら、新たに申請しなければなりません。

支給方法

年2回（7月及び12月）に各12万円ずつ支給します。

届出事項の変更

奨学生に次のような変更があったときは、速やかにその理由を記載した書面を新宿区地域振興部多文化共生推進課に届けてください。

- (1) 休学、転学または退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 在留資格に変更があったとき
- (4) 氏名、住所その他申請書に記載した事項に変更があったとき
- (5) 前各号に定めるほか、別に区長が定める事由に該当したとき

支給決定の取消し、支給の停止

奨学生が次の事項に該当したときは、学習奨励費の支給決定を取消し、または支給を停止します。この場合、すでに支給した学習奨励費の全部または一部を返還していただくことがあります。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、学習奨励費の支給を受けたとき
- (2) 受給資格を欠いたとき
- (3) 素行が著しく不良であるとき
- (4) その他区長が適当でないと認めたとき

その他

奨学生受給者には、多文化共生推進課の実施する事業に対して積極的に参加していただきます。問合せ：所属研究科窓口

【問合せ】

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

新宿区地域振興部多文化共生推進課 電話：03-5273-3504